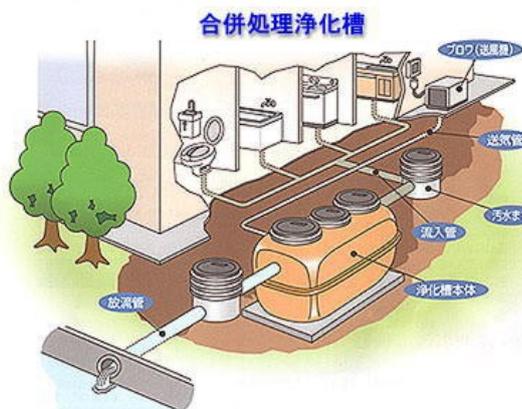




## 浄化槽ってなあに・・・



浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレや台所、お風呂や洗面所から出た排水をきれいにし、河川や水路などに放流するための施設です。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の2種類があります。

### 合併処理浄化槽

水洗トイレからのし尿と台所やお風呂などからの生活排水を一緒に処理します。  
下水処理場と同じような性能と役割を持っています。

### 単独処理浄化槽

水洗トイレのし尿だけを処理します。生活排水を処理できないため、平成13年4月以降新たに設置できなくなりました。  
浄化槽法で「使用している方は合併処理浄化槽への設置替え等に務めること」とされています。

## 浄化槽をお使いの皆様へ 三つのお願い！

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化しています。そのため、微生物が活動しやすい環境を整えるための維持管理がとても大切です。

浄化槽の維持管理には定期的な、

- ① 保守点検
- ② 清掃
- ③ 法定検査

が必要です。

いずれも法律（浄化槽法）に定められた方法で実施又は受検する必要があります。

浄化槽から河川や水路などへ、きれいな水を流すために、浄化槽をお使いの皆様のお協力をお願いいたします。



使用者

保守点検の依頼

点検記録

清掃の依頼

清掃記録

法定検査の受検申し込み  
検査結果の報告

指定検査機関



### ①「保守点検」のお願い

浄化槽の点検、調整や修理、消毒薬の補充などを行います。

県知事登録（前橋市と高崎市は市長登録）を受けた業者に委託してください。



保守点検業者

### ②「清掃」のお願い

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き、機器類の洗浄を年1回以上実施します。  
市町村長の許可を受けた業者に委託してください。

### ③「法定検査」のお願い

浄化槽が正常に機能しているかを判断するための検査で、次の2種類があります。指定検査機関に依頼して受検してください。（保守点検業者を通じて受検することもできます。）

- ① 施工状況等を確認するため、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月間に実施する検査（7条検査）
- ② 維持管理、清掃等が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかを確認するため、年1回実施する検査（11条検査）

### ・・・ 浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
  - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）  
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
  - ・ 前橋市役所 南部清掃事務所（電話 027-221-0020）
  - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること
  - ・ 群馬県 県土整備部 下水環境課 農集排・浄化槽係（電話 027-226-3689）または、設置する地域の市町村
- 保守点検・清掃に関すること
  - ・ 社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
  - ・ 一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-210-2333）
- 法定検査に関すること
  - ・ 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-237-5111）